

# 事業者向けの補助金の電子化及び行政手続の悉皆調査

# 1.事業者向けの補助金の電子化

# 事業者向け補助金の悉皆調査の現状

以下の背景があり、各省庁の所管する事業者向け補助金について、悉皆調査を実施してきたところ。

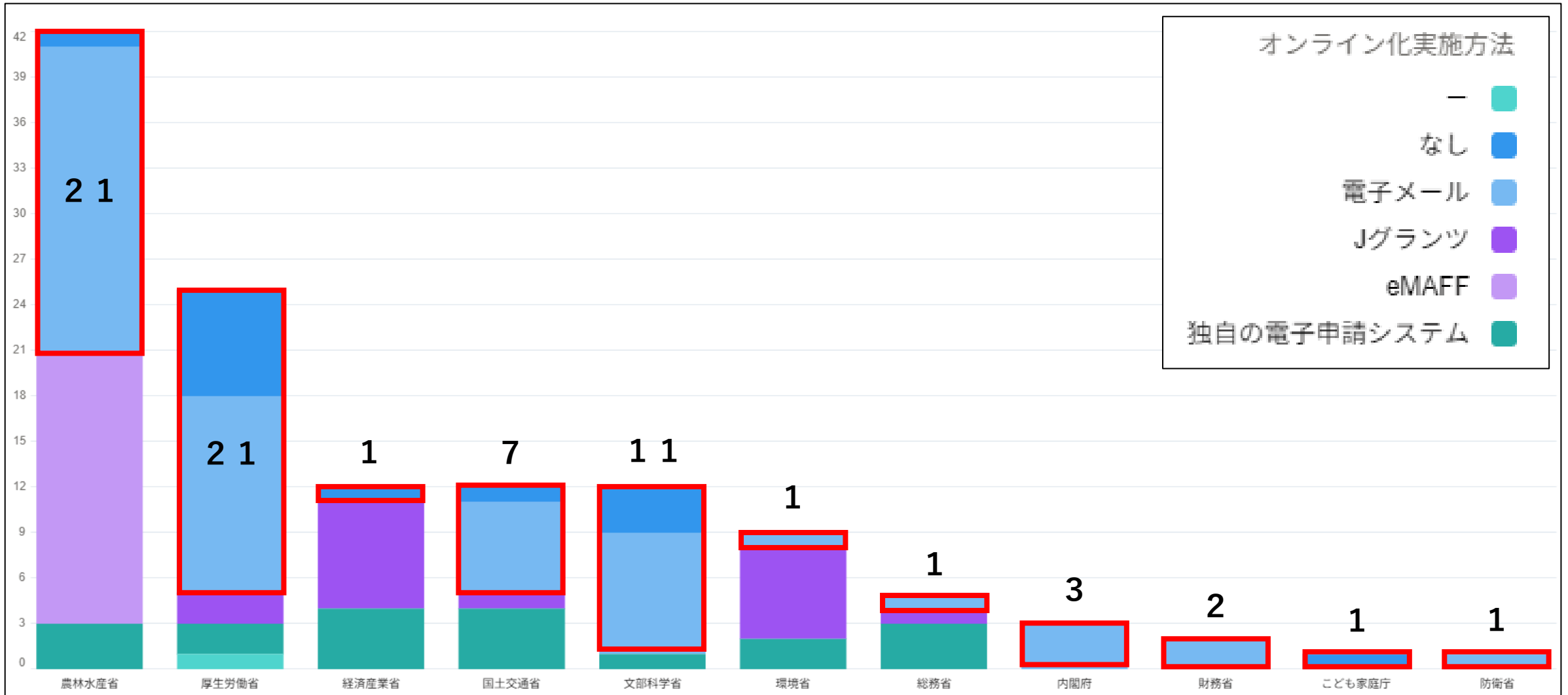
- 秋の行政事業レビューにおいて、事業者への迅速かつ効率的な給付を可能にするため、**国の既存の給付システムや民間の新たなデジタル技術の積極的な活用を検討**するよう、とりまとめられた。
- デジタル行財政改革会議とりまとめ2024及びデジタル社会の実現に向けた重点計画にて、**2025年度以降、全ての事業者向け補助金でオンライン申請が原則**と位置づけられている。

原則、全ての事業者向けの補助金について、オンライン申請が原則と位置付けられているところ、以下条件に合致する補助金は特にJグランツを利用する効果が大きいことから、各省庁にご協力いただき、追跡調査を行っていた。

- 最終受益者が事業者（個人事業主、法人）である
- 採択件数もしくは最終受益者数が100件以上である
- 審査経路に地方公共団体を含まない
- 現在電子申請に対応しておらず、電子メールもしくは紙でのみ申請に対応している
- R5年度末までに廃止されておらず、現存している

# 条件に該当する関係省庁の補助金等

P10の条件に該当しうる事業者向けの補助金についての、各省庁の内訳及び件数は以下の通り。  
(経済産業省及び農林水産省においては、一部データを精査中のため、仮の数値)



# 事業者向け補助金のオンライン化に向けて

J グランツを特に利用していただくべき補助金の条件として次を設定する(P3の再掲)。

- 最終受益者が事業者（個人事業主、法人）である
- 採択件数もしくは最終受益者数が100件以上である
- 審査経路に地方公共団体を含まない
- 現在電子申請に対応しておらず、電子メールもしくは紙でのみ申請に対応している
- R5年度末までに廃止されておらず、現存している

各省庁には、次のような流れで、事業者向け補助金のオンライン化を進めていただきたい。  
なお、左に記載した連絡については、随時実施する。

## 条件を満たす補助金

- ①調査ツール（DXS）により、各省庁PMO及び各補助金の原課担当者まで**直接**ご連絡
- ②Jグランツの利用の可能性について、Jグランツの運用事業者を含め検討
- ③Jグランツの利用ステータスについて、デジタル庁がDXSに登録

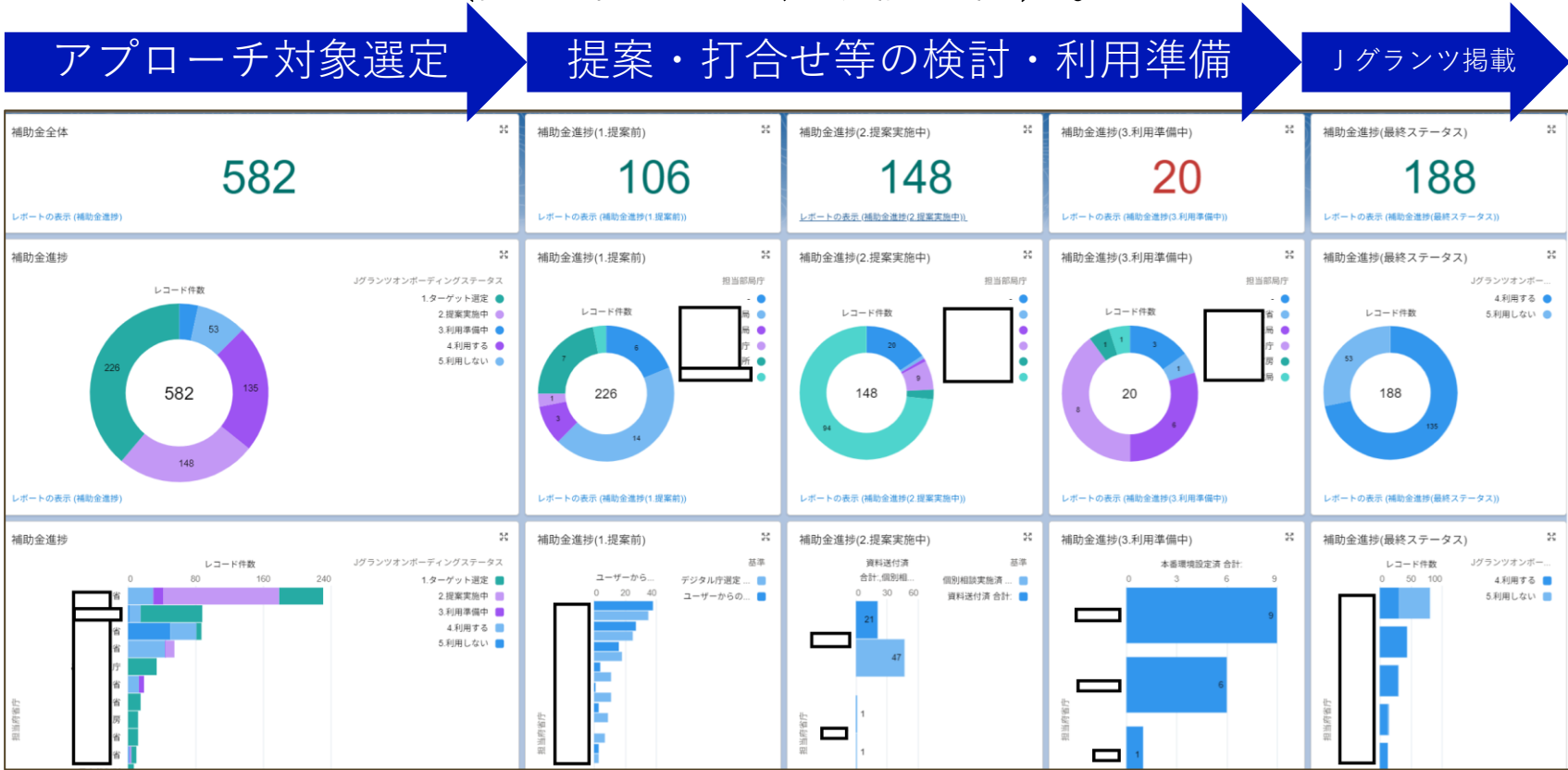
## 条件を満たさない補助金

- ①Jグランツの利用を希望する補助金の原課担当者より、調査ツール（DXS）上で当庁までご連絡
- ②Jグランツの利用の可能性について、Jグランツの運用事業者を含め検討
- ③Jグランツの利用ステータスについて、デジタル庁がDXSに登録

調査ツール（DXS）により、網羅的にオンライン化を支援

# 各省庁の補助金オンライン化の支援

各省庁での実績の把握を目的として、調査ツール（DXS）により、各省庁の補助金のオンライン化状況を以下のように把握する予定（開発中のため、数値は仮）。



J-Grantsの各省庁への展開支援のため、以下を実施する。各省庁の補助金の原課担当者には、ご参加いただき、積極的なJ-Grantsの利活用を検討いただきたい。

- 各省庁PMO・原課担当者を対象としたJ-Grantsの利用説明会  
 （現在開発中の制度担当者向けUIUX改善版画面での制度セットアップのハンズオンを予定）

# 地方分権改革有識者会議からの指摘

地方分権改革有識者会議にて、以下の4交付金を含む、国から地方公共団体へ直接交付する交付金についても、Jグランツで掲載するなど、網羅的な検索ができるよう要望をいただいているところ。

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金
- ・ 過疎地域持続的発展支援交付金
- ・ 農村漁村振興交付金
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

補助金の調査については、事業者向けの補助金を対象に悉皆的な調査を行っていたが、DXSに投入されているベースデータ（財務省主計局よりご提供）には交付金も含まれている。  
各府省へ交付金のデータ整理についても今後依頼予定

## 2.行政手続の悉皆調査について



# 事業者向け行政手続の全体像整理に向けた行政手続の悉皆調査について

- ◆ 各省庁の事業者手続のデジタル化の支援を行うために、**現状把握として各省庁の行政手続等の状況を把握するための調査を実施**（各省庁のご協力の結果、補助金について調査）。
- ◆ デジタル庁で整備している**共通機能（GビズID、Jグランツ、e-Gov等）を活用したデジタル化を各省庁に対してサポートしていくための整備計画**を整理し、デジタル庁が各省をサポートしながらデジタル化を進めていく道筋を整理する。

## 0. 現状の整理

### 手続の現状

- 各省庁でプラットフォームサービスを利用したデジタル化が進行
- 共通機能が認知されておらず、各省庁への導入が進んでいない。
- 行政手続の類型に応じたプロセスの標準化やシステム標準化が実施されていない。
- 費用対効果が合わない手続については、依然として紙で行われている。

## 1. 各省庁への調査

### 各省庁へのアンケート/調査

※本調査は調査ツール(CRM)を用いて実施

行政手続ID	手続名	実施状況	手続主体	種別	手続要件	手数料	決済要件	交付書類名称
PD001	輸送の安全等の確保に関する措置	1. 既						
PD002	商業の健全性	1. 既						
PD003	タクシー乗車及びタクシー乗車禁止	1. 既						
PD004	一般労働者労働者派遣法事業主の届出	1. 既						
PD005	矯正作業実施機関の届出	1. 既						
PD006	矯正作業実施機関の届出	1. 既						
PD007	タクシー乗車禁止に関する届出	1. 既						
PD008	労働時間短縮の届出	1. 既						
PD009	労働時間短縮の届出	1. 既						
PD010	労働時間短縮の届出	1. 既						
PD011	労働時間短縮の届出	1. 既						
PD012	労働時間短縮の届出	1. 既						

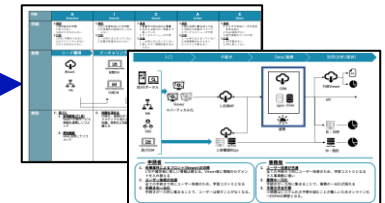
## 2. 調査結果の整理

### 結果の分析

- 各省庁システムでの認証/署名機能実施状況の整理
- 各省庁システムでの共通機能実装状況の整理
- e-Gov電子申請・審査支援サービスと各省システムの棲み分け整理
- 各省庁の行政手続類型化と共通システム化の方向性整理

## 3. 今後の整備計画の策定

- e-Gov・Jグランツの各省庁展開
- GビズID認証/署名の各省庁展開
- 共通機能の各省庁展開
- 将来的なプラットフォーム整理案



# 行政手続の悉皆調査概要（案）

## 調査の目的

- ・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）第18条に基づく、国の行政機関等の行政手続における法定調査
- ・ 汎用的な電子申請システムであるe-Govや各種個別システムの利用状況の把握
- ・ 今後のオンライン化にかかる課題の把握

## 対象者

主要行政機関および関連部署。行政手続の担当者や意思決定者

## 調査の流れ

- ①R3行政手続棚卸結果及び以後の横断調査を元に、全行政手続を対象に基礎的な情報の更新（＝「フェーズ1」調査）
- ②全行政手続を対象に、オンライン化状況の更新（＝「フェーズ2」調査）

## 対象手続

- ①各府省が所管する法令において規定されている全ての行政手続
- ②フェーズ1調査で判明した全ての行政手続

## 主な質問内容

### フェーズ1調査

- |        |        |
|--------|--------|
| 1.手続名  | 5.手続主体 |
| 2.所管府省 | 6.受け手  |
| 3.根拠法令 | 7.その他  |
| 4.手続類型 |        |

### フェーズ2調査

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1.オンライン化状況          | 4.関連する手続 |
| 2.手続件数              | 5.その他    |
| 3.申請の際に求める<br>情報・書類 |          |

## 調査方法

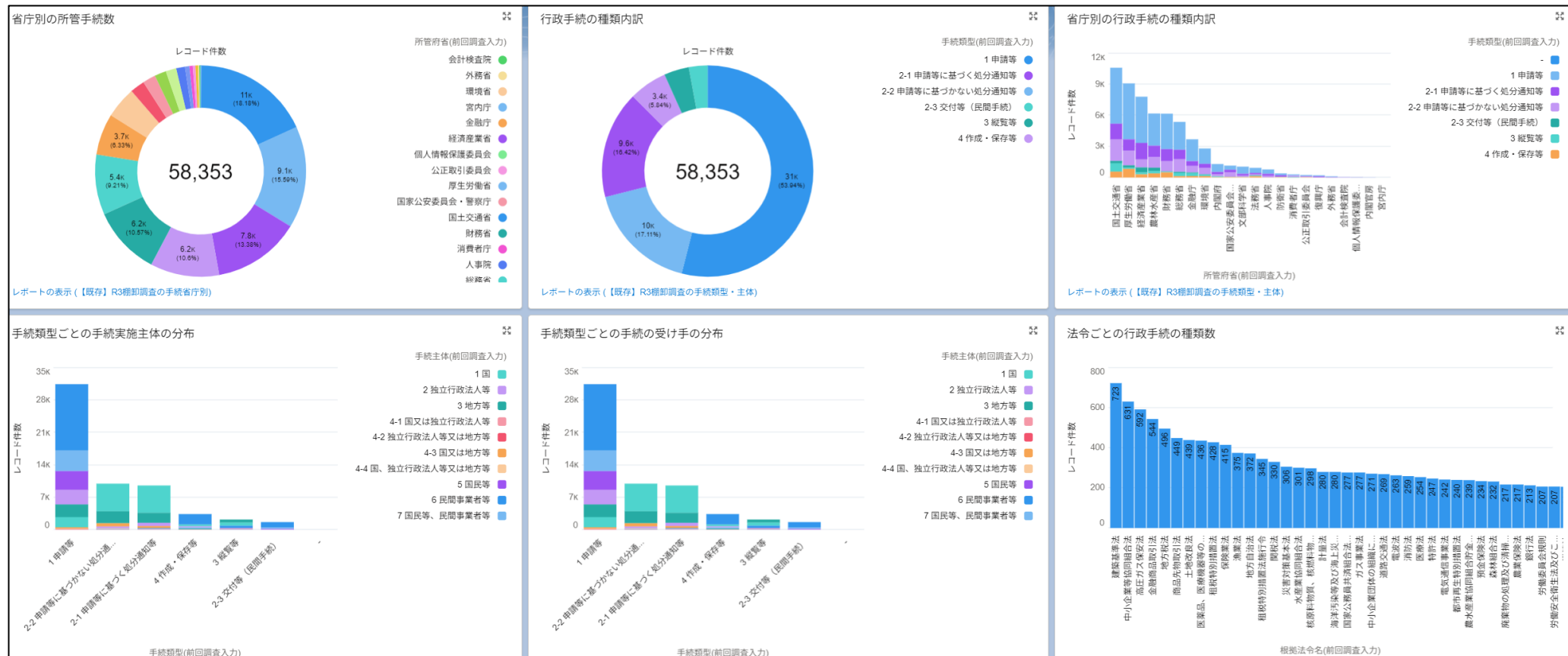
オンライン調査ツール（DXS）を利用

# 行政手続の悉皆調査の意義とDXSで実施する利点

DXSを用いて行政手続の悉皆調査を実施することにより、各省庁においては次の利点がある：

- 全行政手続の分布を省庁別・部局別に把握し、オンライン化率を可視化できる
- DXSにより、随時情報更新をすることにより、行政手続情報を継続的に先鋭化できる

## DXSでの行政手続のダッシュボードの例



DXSでの情報更新を常態化させることで、行政手続マスターの構築に繋がる



# 過去の棚卸調査結果を用いた業務負荷低減へのアプローチ

令和3年度行政手続等の棚卸調査及び法令データを元に生成AIを活用し、

- ◆ 既存の棚卸調査の入力情報の更新
- ◆ 新規に制定された法令に基づく行政手続の提案
- ◆ 一部既存の棚卸調査から漏れていた可能性のある行政手続の提案を実施。作業者の負担をチェック・修正メインに。

行政手続 (手続ID: ) 現状案(よりわかりやすいUIを目指し改良中)

✓ ✓ 入力済 レビュー中 完了

前回調査の入力事項	今回調査の入力事項	AIによる提案
手続名 <input type="text"/> の認可	手続名 <input type="text"/> の認可申請 <span>提案あり</span>	必ず確認してください。(他の手続と名称が重複しているか、手続名称が短く、修正が必要です) (コンフィデンス値: 95)
所属府省庁 <input type="text"/> 省	所属府省庁 <input type="text"/> 省	AIでの変更提案はありません。(前回回答が正しい可能性が高いです。)
手続類型 申請等	手続類型 申請等 <span>提案なし</span>	AIでの変更提案はありません。(前回回答が正しい可能性が高いです。)
手続主体 独立行政法人等	手続主体 独立行政法人等 <span>提案なし</span>	AIでの変更提案はありません。(前回回答が正しい可能性が高いです。)
手続の受け手 国	手続の受け手 国 <span>提案なし</span>	AIでの変更提案はありません。(前回回答が正しい可能性が高いです。)
経由期間 地方等	経由期間 ①7 国民等、民間事業者等, ②3 地方等 <span>変更済 提案あり</span>	必ず、確認してください。(2つのAIで、「前回回答が誤っている」と判定されています) (コンフィデンス値: 90 ②参考情報; コンフィデンス値: 80)
根拠法令名 <input type="text"/> 法	根拠法令名 <input type="text"/> 法	
関連府省等	関連府省等	

前回の棚卸調査での  
入力事項

今回の調査での入力事項

法令データに  
基づく入力提案

# 各省への依頼事項

2024年10月7日から2024年11月22日の期間で、フェーズ1 調査を実施するため、

- ◆ 既存の棚卸調査の入力情報の更新
  - ◆ 提案された行政手続(既存の棚卸調査から漏れていた可能性のあるもの)の確認・修正
  - ◆ 提案された行政手続(新規に制定された法令に基づく)の確認・修正
- の作業を各省庁にて実施いただきたい。

